

## 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る 小中連携強化の方策と教育環境整備について 再答申(最終案)

### はじめに

教育懇話会では、令和3年9月13日付けの追加答申で「新設中学校1校と新設小学校が少なくとも1校の複数校が不可欠である」と述べている。その後、令和3年12月15日の総合教育会議で学校建設について議論され、小学校と中学校各1校を新設する方向で市長と教育委員会が合意したものの、最終的には財政運営上の理由で新設小学校1校しか予算措置されていない状況にある。

以上の経緯を踏まえて、令和5年1月16日付けで教育委員会から「福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備について（再諮問）」の諮問を受けた。

これを受けて教育懇話会では、小学校1校の建設のみが予算措置されている中で、今後、どのような対応が必要か改めて議論した。なお、学校建設に関する詳しい内容は、2023年3月と5月の広報ふくつに掲載されている。

### (1) 過大規模校・大規模校の児童生徒数の緩和について

過大規模校・大規模校における児童生徒数を緩和し、適切な教育環境を整備するためには、「①新設校の建設」、「②校舎の増築」、「③校区再編」の3つが考えられる。先の教育懇話会での議論では、「①新設校の建設」が最も望ましいとの答申をまとめたが、今回、改めてこの3つの方策について議論した。

#### ① 新設校の建設

現在、新設小学校1校が予算措置されているが、建設にあたっては(1)多様な交流の場の創出、(2)将来の児童数変動への対応、(3)予算の効率的活用の観点から、複合施設の考え方を取り入れることが望まれる。

学校施設の複合化によって多様な交流の場が生まれることは、福津市の教育大綱に掲げられている「子どもから大人までの学びの連続性」の実現につながるものと期待される。新設校の整備に際しては、学校以外の施設との複合化や発注手法の工夫等による効率化、学校施設の整備に係る国庫補助金等に加えて、それ以外の財源の確保等に努め、中学校建設を目指していただきたい。

#### ② 校舎の増築

校舎の増築は、新築よりも少ない予算で早期に対応できるという利点がある一方で、一校あたりの児童生徒数が多くなるという欠点がある。現在の過大規模校・大規模校では以下の問題が起こっているため、これに対応しないと現状よりもさらに深刻な事態に陥ることになる。

### 【現在の過大規模校・大規模校での問題】

- ・子供が急な体調不良を起こした時などに、教職員の目が行き届かない心配がある。また、災害等の不測の事態が起こって児童生徒と教職員が一斉避難をする場合の安全確保の心配もある。
- ・日常でも、登下校時における通学路や昇降口付近の安全確保の心配がある。
- ・校長をはじめ、教職員の業務量が多く、働く時間の確保に困っている。
- ・子供たちの活動場所が少ないことに起因するストレス等から来ているトラブルが非常に多い。
- ・運動場やプール・体育館を使う体育の授業、特別教室を使う理科・音楽・図工・技術・家庭科の授業の実施が困難になっている。図書室も足りない。
- ・法的基準性（法的拘束力）のある学習指導要領に明記されている様々な学習活動が実施できなくなってくると、法的な問題が生じる事になる。
- ・現在の福津市では、特別支援学級数が全国を上回る勢いで増えており、教室と支援員の確保が必要であるが、近年では綱渡り状態と言える。外国籍の子供への日本語指導の支援も十分とは言えない。
- ・令和4年6月22日に公布された「こども基本法」（令和5年4月1日より施行）では、基本理念の中で「教育を受ける機会が等しく与えられること」とある。しかし、大規模校では標準規模の学校に比べると、特別教室等の利用機会が不足し、実験などの体験を必要とする学習が限られており、学習機会の確保が課題となっている。

\*一校あたりの児童生徒数が過大になった場合に懸念される問題については、先の追加答申（令和3年9月13日付け）で詳細に述べているので、参照されたい。

増築の場合には、これらの問題が解消されるように、通学路や校舎における児童生徒の安全な移動環境の確保、運動場・体育館・特別教室の整備等のハード面および、教職員配置等の手厚いソフト面の双方が不可欠である。運動場や体育館のような活動場所の確保という点では、現在の学校の敷地内では限界があることから、学校の隣接地や近隣地の確保も積極的に検討いただきたい。なお、先に述べたような複合施設の考え方は、今後、中学校での部活動が地域移行となる動きの中で、運動場や体育館でも必要となる。

### ③ 校区再編

校区再編にあたっては、教育の質が低下しないことと、何よりも登下校時の児童生徒の安全確保（交通安全、防犯、防災）に最大限の配慮をすべきである。やはり、保護者にとっては自宅近くの学校に通わせるのが安心であろう。なお、小学校は大きな学校（福間南小学校と福間小学校）が隣同士になっているので、校区再編による児童数の大幅な緩和は難しいと言える。

校区再編に当たっては、先に教育懇話会から出した追加答申と福津市立学校通学区域審議会から出されている答申の中で諸課題について書かれているので、これらの内容にも留意していただきたい。

上記の①～③の内容を踏まえて、新築をしない場合には、増築と校区再編のバランスをどのようにとるかが重要である。例えば、増築しても運動場・体育館や特別教室等の教育環境の確保や教職員の配置ができないのであれば、大胆な校区再編により一校あたりの児童生徒数を減らすことを考えなければならない。その場合には、ホームページだけでなく、説明会において、計画段階から丁寧な説明が必要となる。

## (2) 今後の進め方について

### ① 当事者の声を聴く

令和4年6月22日に公布された「こども基本法」(令和5年4月1日施行)では、基本理念の中で「教育を受ける機会が等しく与えられること」、「意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が示されている。また、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」にも、こども基本法の内容が記載されており、児童生徒自身が身近な課題を自ら解決するといった教育的意義が示されている。

このように、子供の声を聴くことは法律上の義務と言えるが、子供たちにとっては、よそを知らなければ、今が当たり前だと感じてしまう。このため、子供たちに現状を伝えた上で、「大人が考えた案をどう思うか」ではなく、「現在の学校の環境(設備や施設等)をどう思うか」を考えてもらう機会として、例えば、「福津市こども未来会議」における市内3中学校の生徒たちの議論などが考えられる。

一方、令和4年8月1日付で、福間小学校学校運営協議会から「過大規模校運営における諸困難軽減に向けた要望」が出されている。また、令和5年2月に福間中学校で「過大規模校となる上での困り感」について職員にアンケートをとっている。要望書やアンケートから、学校教育現場の直接の声を聴くことは重要である。ただし、大規模校・過大規模校対応は喫緊の課題であることから、声を聴きながら同時進行で計画を進めることが重要である。

### ② 周知する

教育環境改善に対する今後の見通しが見えないことから、保護者や学校に携わる地域の方から諦めや怒りの声、子供たちの身の危険を感じる声、先生の疲弊を心配する声が上がっている。このような声が増えてくると、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動にも支障が出ることになる。

一方、福間中学校区以外の保護者は当事者感覚がないように見受けられるが、校区再編をする場合には、全ての地域が絡む話になるため、市民全体が意識し、理解していただけるように情報共有する必要がある。したがって、現在の対応状況だけでなく、今後の予定(案)の段階でも、説明会等を開いて丁寧に情報発信する必要がある。ホームページでの情報発信だけでは伝わらない。

## 最後に

先の追加答申で、「最も大切なことは、子供が教育を受けるとい権利を予算がないという理由で阻害することがあってはならないことである。」と述べたが、実際にはそうならないことは遺憾である。今回の再答申では、学校施設の複合化による教育的効果と合わせて、それに伴う補

助金のことまで言及した。福津市内の小・中学校における公正で質の高い教育の実現と同時に、地域を活性化させ、将来の子供たちも含めた市民全体の人口変動にも対応できるという、福津市全体としての捉え方によって、必要な財源確保をお願いしたい。

今後の方針決定にあたっては、本答申に加えて、子供たち、保護者、教職員、地域住民の声を反映することが必要である。これに向けて、本答申の内容については、関係者へしっかりと周知していただきたい。

児童生徒数は年々確実に増えており、これに伴って、教育環境は年々悪化している。**大規模校・過大規模校対策は、教育環境の改善だけでなく、子供の命に関わる喫緊の課題である**ことを強く認識していただきたい。刻々と変化する子供たちを取り巻く教育環境の状況を踏まえて、教育委員会、市長部局および、市民の代表である議会の多様な立場から客観的・俯瞰的に分析・議論して最適解の決断を行い、**速やかに実行していただくよう、改めて強く要望する。**

以上